

第2期以降のSDGs未来都市計画策定について

令和5年1月16日

自治体SDGs推進評価・調査検討会

第61回自治体SDGs推進評価・調査検討会（令和4年12月5日オンライン開催）において、第2期以降のSDGs未来都市計画の策定については、各SDGs未来都市の判断に委ねることを確認した。

一方、SDGsは2030年に向けた目標であるため、内閣府はSDGs未来都市の成果等について把握することが求められることから、第2期以降、未来都市計画を策定せず、独自に計画等を策定する未来都市の活動及び成果等については、以下のとおり把握するものとする。

1. 状況把握の方法

- ・第2期以降、未来都市計画を策定せず、独自に計画等を策定するSDGs未来都市は、計画終了年度に「2030年までの地方創生SDGsに関する取組の計画等」の提出を求める。
- ・上記資料の提出後は、経過報告（基本的に3年ごと）及び2030年度終了時の結果報告を求める。

2. SDGs未来都市計画の総括

- ・SDGs未来都市計画最終年度の進捗評価（進捗状況報告）の際に、総括の提出を求める。